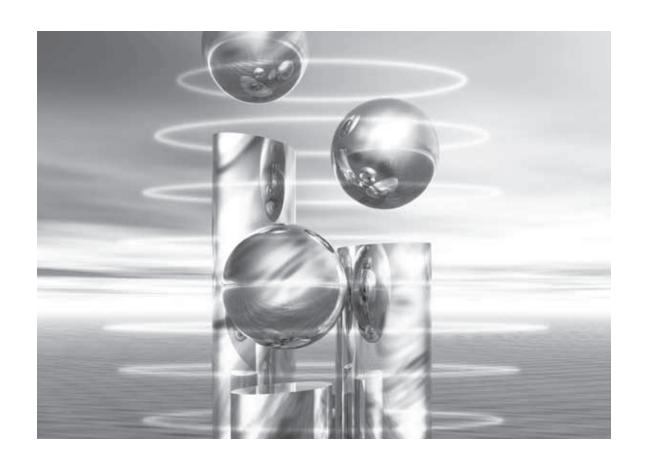
平成27年度 京都市男女共同参画センター

相談事業報告書



公益財団法人 京都市男女共同参画推進協会

Ι	ウィングス京都 相談室について	
	1. 相談事業の目的	1
	2. 相談体制	1
	受付電話	
\blacksquare	平成 27年度 相談事業	
	1. 月別·種類別相談件数	2
	≪参考資料:1≫ 相談総件数の推移	2
	2. 火曜日の相談状況	
	3. 年齡別相談件数	
	≪参考資料:2≫ 年齢別相談者数の推移	
	4. 居住地別相談件数	
	5. 相談の契機別相談件数	
	6. 相談にかかった時間	_
	7. 相談の頻度	
	8. 配偶者有無別相談件数	
	9. 就業形態別相談件数	
	10. 相談内容(主訴)別相談件数	
	11. 相談への主な対応	
	12. 他機関紹介	
\prod	女性の相談	
ш	1. 女性相談について	<u>9</u>
	2. 女性面接相談の利用者の属性	
	≪参考資料:3≫ 年齢別相談者数の推移	
	3. 女性面接相談の主訴	
	4. 女性面接相談の主な対応	
	5. 内容にDVが含まれる相談	
	≪参考資料:4≫ 年齢別相談者数の推移	
	≪参考資料:5≫ 暴力の種類の推移	
IV		10
	1. 女性への暴力相談の利用者の属性	17
	≪参考資料:6≫ 年齢別相談者数の推移 ····································	
	2. 相談の契機	
	3. 暴力の種類	
	≪参考資料:7≫ 暴力の種類の推移	
	4. 面接回数	
	5. 一般面接相談における「内容にDVが含まれる相談」との違い	
V	男性相談	
·	1. 男性相談について	23
	2. 男性相談の主訴	
	3. 男性相談の主な対応	
	4. DVに関係する相談	
VI	その他の相談事業	
•-	1. 相談機関の連携会議	25
	2. グループ相談会	
	3. DV被害者自立支援講座「わたしが私でいるために」	
	4. DV被害者居場所づくり「アフター同窓会」	
	5. 京都市男女共同参画苦情等処理制度受付	

ウィングス京都 相談室について

1. 相談事業の目的

Ι

相談室では、男女が自立し自分らしく生きていこうとする上で生じる様々な問題についての相談を受け、その解決の方向を利用者が主体的に見出していけるような援助をめざして実施した。そのために、専門相談や図書情報室・講座・セミナーなどのセンター内の資源に繋ぐとともに、関係機関と緊密な連携をはかるようにした。また、相談から利用者のニーズや課題を受け止めてセンターで共有し、事業企画に生かした。

2. 相談体制

電話と面接による「一般相談」はウィングス京都相談室の相談員(事業企画課相談係) 6名が担当し、専門相談は弁護士・カウンセラー等各分野の専門家が担当した。

	名 称	形態	日時	担当
_	電話相談	電話	毎週 月・木・金・土曜日	I S - de lett
般相談	面接相談	面接 (予約制)	11 時~18 時半 毎週 火曜日 11 時~20 時	ウィングス京都 相談員
	法律相談	面接 (予約制)	年間 96 コマ 第 1・3 金曜日 13 時半~16 時	女性弁護士
専門相	女性への暴力相談	面接 (予約制)	年間 261 コマ 12 時~15 時 13 時半~16 時半 14 時~17 時	女性カウンセラー
談	男性のための相談	面接(予約制)	年間 144 コマ 月 4 回土曜日 15 時~18 時	男性カウンセラー
	男性のための DV電話相談	電話	第 2・4 火曜日 19 時~21 時	男性カウンセラー

●受付電話

「電話相談」及び予約申込み	ついに なやみゼロ
「男性のための相談」予約申込み	075—212—7830
「男性のためのDV電話相談」	075-277-1326

| 平成 27 年度 | 相談事業

1. 月別・種類別相談件数

П

27 年度の総相談件数は電話相談、面接相談をあわせて 2,613 件であった。この中には、予約申し込みのための電話や関係機関からの連携にあたっての確認や情報提供、利用者による問合せや予約確認あるいはキャンセルなどの電話件数は含まれていない。

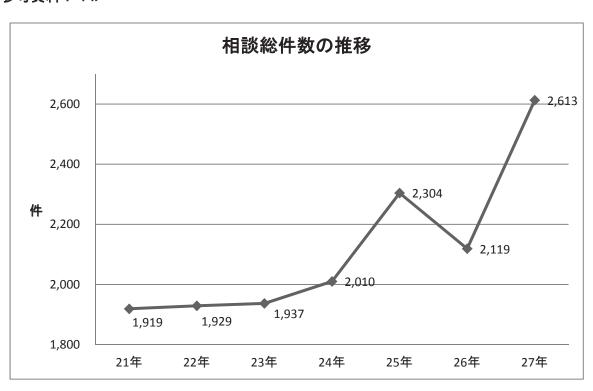
電話相談を「相談」の入り口にしていること、匿名性・利便性などから、以前は電話が相談の主流であったが、最近は面接相談につなぎ、相談者の抱える問題にじっくり取り組み、問題解決のサポートを行うことに重点を置くようにしているため、面接相談が増加している(一般相談の55.7%、専門相談も含めると、全相談の61.2%が面接相談となっている)。

(件)

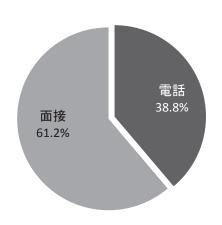
月別相談件数(のべ)

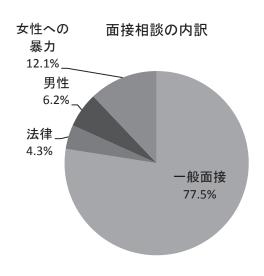
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
-	一般電話	76	82	87	79	85	78	82	87	86	78	84	82	986
般相	一般面接	89	105	120	100	109	101	98	103	103	95	99	117	1239
談	Ħ	165	187	207	179	194	179	180	190	189	173	183	199	2225
	男性DV電話	1	3	3	3	5	1	2	1	5	0	2	2	28
	法 律	4	7	3	4	5	5	6	8	7	5	8	6	68
専門	男 性	6	8	9	9	10	7	6	11	9	8	8	8	99
相談	女性への暴力	17	14	18	11	16	18	17	14	17	16	15	20	193
100	#	28	32	33	27	36	31	31	34	38	29	33	36	388
	27年度合計	193	219	240	206	230	210	211	224	227	202	216	235	2613

≪参考資料:1≫



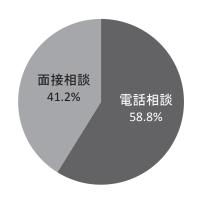
相談方法の内訳





2. 火曜日の相談状況

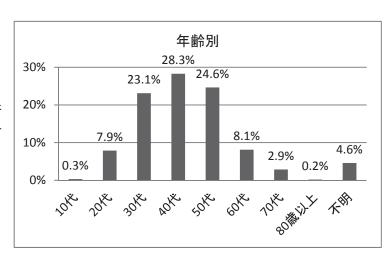
火曜日夜間の利用状況(のべ)



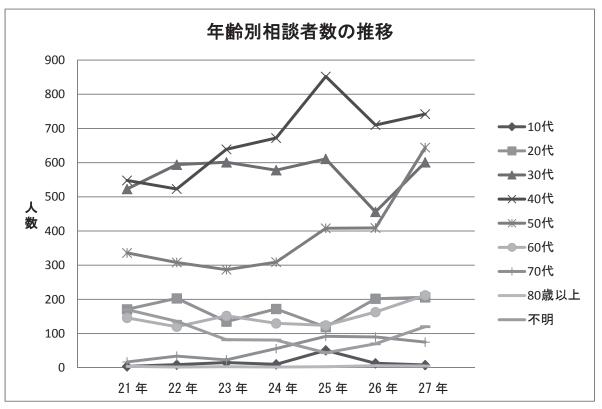
相談室の開室時間は通常夕方6時半までだが、 最終受付時間は電話相談が6時まで、面接相談は5時半までとなる。この時間帯は働く女性、 特に土曜が休めない女性などには利用しづらいため、火曜は開室時間を延長して、夜8時まで 開室している。火曜日夜間は、電話相談が58.8%、 面接相談が41.2%となっており、相談全体の割合に比べて、電話相談の割合が高くなっている。

3. 年齡別相談件数

利用者の年齢は、全件数(2,613件。 以下同様)でみると40歳代、50歳代、 30歳代の順に多く、この年代で全相談件数の76.0%を占める。「不明」の相談方 法の内訳は、「電話相談」が大半である。



≪参考資料:2≫

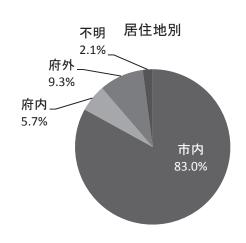


※ ここ数年の傾向として、50代が増加傾向にある。

4. 居住地別相談件数

全件数のうち、2,168 件(83.0%)が市内に居住する方からの相談であった。相談種類別でみると、法律相談は、DVを含む相談者以外は、市内在住・在勤者に限って予約を受付けることを原則としていることにより、市内の相談者がほとんどとなっている。

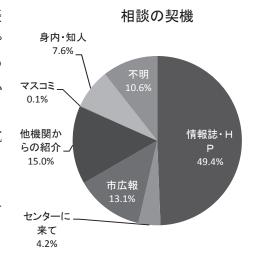
							(件)
	一般	相談			専門相談		△ =1
	電話	面接	男性DV 電話	法律	男性	女性へ の暴力	合計
市内	738	1,121	12	64	76	157	2,168
府内	51	63	4	1	17	12	148
府外	149	51	10	3	6	23	242
不明	48	4	2	0	0	1	55
合計	986	1,239	28	68	99	193	2,613



5. 相談の契機別相談件数

初回利用者がどのようなきっかけで相談室を知り、相談してきているのか、相談の「契機」をみると、「情報誌やホームページ」などセンターが発信する情報から相談室の存在を知って相談してきている利用者が多く、「他機関からの紹介」「市広報」が続く。「不明」も 10.6%と多いが、内訳をみると、電話相談がほどんどを占める。これは、電話相談においては相談の中で語られない限り、こちらから契機を尋ねることはしていないためである。

「他機関からの紹介」では、市役所・区役所からの紹介 が最も多く、次いで法テラス、警察の順となっている。



6. 相談にかかった時間

相談時間については、利用者にも、相談を受ける側にも、集中して話ができる時間を考え、面接相談は 50 分の原則を設けており、また、電話相談は 30 分を目安に話をしてもらっている(ただし、相談の中で自殺念慮が語られたり、インテーク(初回)面接においては、この限りではない)。この結果、面接相談では 50 分以内が 1,277 件(面接の 50 78.5%)、電話相談では、50 30 分以内が 50 775 件(50 775 件(50 78.6%)となっている。

相談の質の向上に「構造化」は不可欠であるが、一般的には①場所、②時間、③料金の3つを設定することが重要とされている。当相談室は、公的機関でもあり、③は無料であることからも、残り二つの設定は不可欠と考えられる。中でも②時間に原則を設けることは、利用者に対して公平で、効率のよい相談環境を提供することにつながっていると考えられる。

(件)

		~30分	31~60分	61分以上	合計
_	電話	775	204	7	986
般	面 接	25	895	319	1,239
	男性DV電話	15	12	1	28
専	法 律	53	15	0	68
門	男性	2	95	2	99
	暴力	2	190	1	193
	合計	872	1,411	330	2,613

7. 相談の頻度

電話相談は原則匿名であるため通常1回で終結するが、過去に面接相談を終結しているが問題が起こったときに名乗ってかけてくるケースや、匿名でも頻回のリピーターは「時々」、また現在面接相談継続中だが、次回予約日までに問題が起こり電話で相談されるケースは「継続」としている。相談の頻度については、電話相談は「新規」が6割弱となっており、問題解決に向かう相談の入口としての役割を果たしている。一方で、一般面接における「新規」は1割に満たない。これは、電話相談では、助言や他機関の紹介、面接相談につなぐといった一時的な問題解決を目的とするのに対し、面接相談では、問題にじっくりと取り組み、利用者が自らの力で解決できるように援助する関わりを心がけているので「継続」が多くを占めるためである。

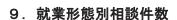
電話相談(頻度、前年比)
600 562
400 343 359
■ 26年度
200 101 67 65
■ 新規 時々 継続

(件) 一般面接(頻度、前年比) 11661146 1200 1000 800 ■26年度 600 ■27年度 400 200 40 79 12 14 0 新規 時々 継続

> 不明 2.6%

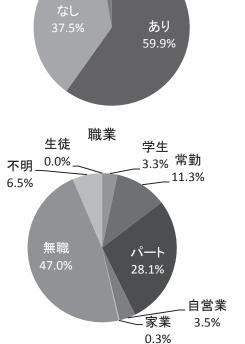
8. 配偶者有無別相談件数

配偶者の有無については、「あり」の人が 1,564 件であり、 全件数の 59.9%を占める。



就業形態別は、無職が全件数の47.0%であり、パート(28.1%)、常勤(11.3%)が続く。

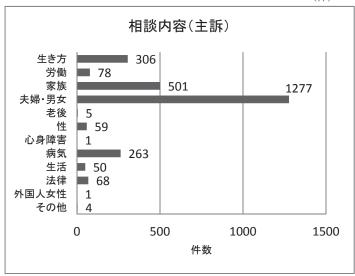
働いている人の内訳をみると、20歳代の働いている人 4割弱、30歳代で約4割、40歳代で約5割、50歳代で 約6割、60歳代で1割強であった。



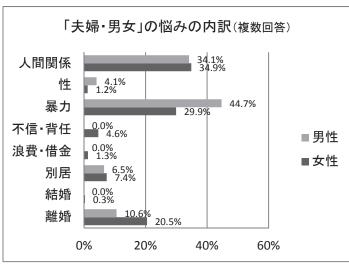
配偶者の有無

10.相談内容(主訴)別相談件数

(件)



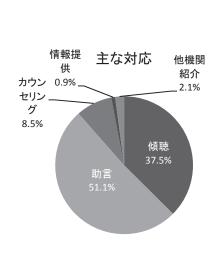
初回相談者の相談内容を主訴で大き く分類(11項目)すると、「夫婦・男 女」の悩みが最も多く、「家族」「生き 方」と続く。

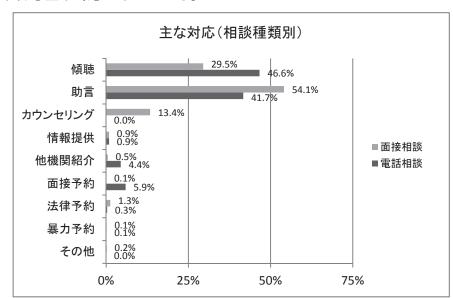


「夫婦・男女」の悩みの内訳をみてみると、女性では、「人間関係」が34.9%と最も多く、次いで「暴力」「離婚」の順となっている。一方、男性では「暴力」が最も多く44.7%となっており、そのあとは「人間関係」「離婚」の順で続いている。

11.相談への主な対応

相談の主な対応は、相談の種類を問わず、傾聴(37.5%)と助言(51.1%)が主となっている。相談種類別にみると、電話相談ではカウンセリングは行っていないため、他機関紹介、情報提供といったアドバイスや面接予約も主な対応となっている。





12. 他機関紹介

当相談室では「他機関紹介」という分類は、公的な機関について紹介する場合に限り使用しており、その他の機関について案内する場合は、対応方法を「情報提供」として記録している。主たる対応に該当しないケースも含め、紹介した他機関は下記の通りである。一番多いのは「法律扶助協会(法テラス)」であった。二番目に多い「京都市DV相談支援センター」には、緊急性の高いケースや、DV相談証明を希望するケースなどを主に紹介を行った。3番目に「京都市こころの健康増進センター」、以下「弁護士会」「警察」と続く。なお、4番目の「弁護士会」であるが、「法律扶助協会(法テラス)」の要件に該当しないケースを「弁護士会」へ紹介している。

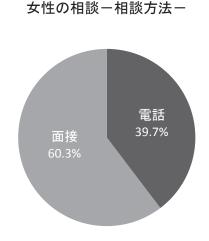
紹介先	件数	紹介先	件数
京都府警・管轄所・レディス110番	9	地域包括支援センター	6
区役所(法律他)	7	京都児童相談所	2
京都市DV相談支援センター	13	京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター	1
福祉事務所	3	京都市障害者地域生活支援センター	1
京都市保健センター	2	京都市国際交流会館	2
労働局・労働相談コーナー	7	中青(子ども若者総合相談窓口)	2
労働局・雇用均等室	1	京都若者サポートステーション	2
労働局・労働基準監督署	2	ヤングキャリアセンター	1
消費生活総合センター	3	他都市男女共同参画センター	8
京都市こころの健康増進センター	11	大津市発達障害支援センター	1
弁護士会	9	大阪弁護士会	1
京都府男女共同参画センター	3	119番	1
京都府家庭支援総合センター	2	マイナンバーお問い合わせ窓口	1
法律扶助協会(法テラス)	24		
		슴計	125

Ⅲ 女性の相談

1. 女性相談について

女性からの相談は、2,485 件 (のべ) で、全相談件数の95.1%だった。相談の方法は、面接が60.3%、電話が39.7%となっており、面接の方が多くなっている。

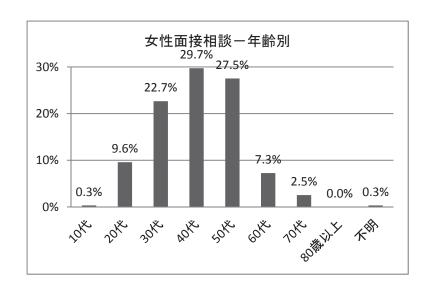
女性相談の占める割合 女性以外 4.9% 女性から の相談 95.1%

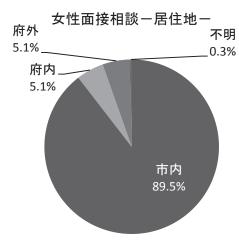


女性の面接相談件数は前年比1.7%増、電話相談は倍近く増加した。以下に詳しく見ていく。

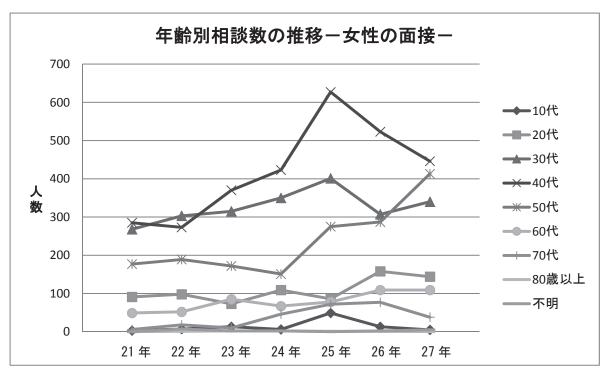
2. 女性面接相談の利用者の属性

女性の面接相談の利用者の年齢は、40 代、50 代の順に多く、この年代で全体の 57.3%を占め、続いて 30 代となっている。居住地は、89.5%が市内在住となっている。





≪参考資料:3≫



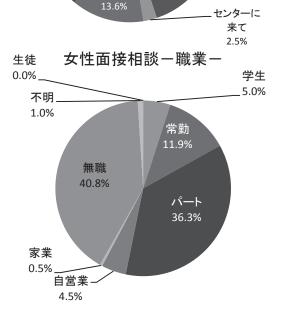
※ ここ数年の傾向として、50代が増加傾向にある。

相談の契機は、「情報誌・HP」が44.9%、「他機関からの紹介」「身内・知人からの紹介」がそれぞれ19.5%と多く、「市広報」が続く。

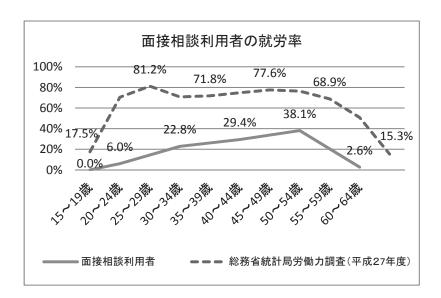
女性面接相談ー相談の契機ー

不明 0.0%

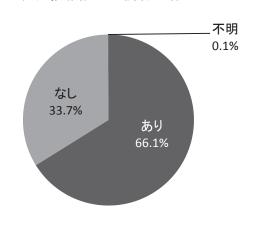
面接相談の女性相談者の就業形態は、「無職」が 最も多く(40.8%)、「パート」(36.3%)、「常勤」(11.9%) と続く。「自営業」「家業」を含めると、利用者自身に 何らかの収入がある人が53.2%いることがわかる。



「パート」「常勤」「自営業」「家業」を合わせた人数で、面接相談利用者の「就労率」を算出したところ、10代は0.0%、20代は6.0%、30代は22.8%、40代は29.4%、50代は38.1%、60代が2.6%であった。当協会の面接相談利用者の就労率は、総務省統計局が行った平成27年「労働力調査」における日本の女性の労働力率よりすべての年代で下まわっている。また、配偶者は、「あり」の人が66.1%、「なし」が33.7%となっている。

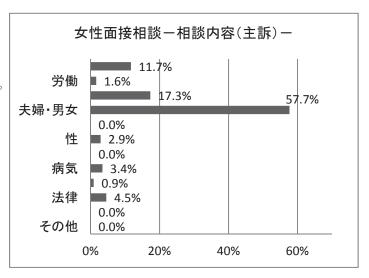


女性面接相談一配偶者の有無一

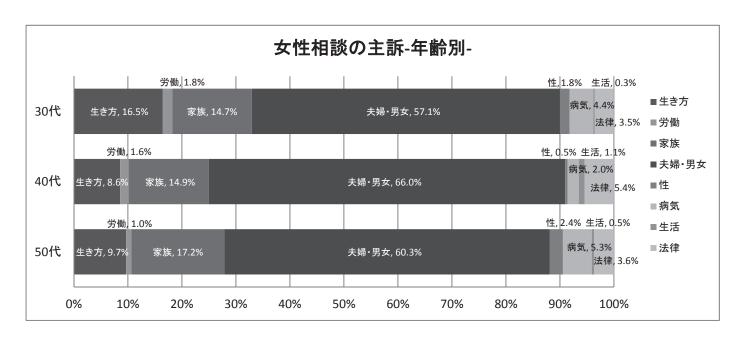


3. 女性面接相談の主訴

女性の面接相談の主訴は、「夫婦・男女」の 悩みが最も多く、主訴全体の57.7%を占める。 主訴ごとに利用者の内訳を年代別にみると下 記の表のようになり、不明を除くいずれの年 代も、「夫婦・男女」に関する悩みが最も多かった。

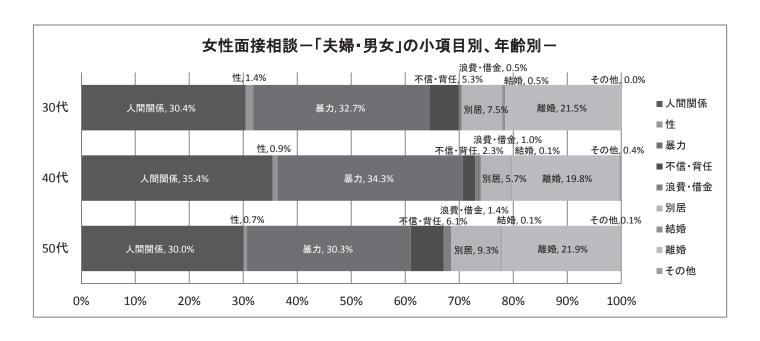


なお、利用者の8割を占める30代~50代を詳しくみると、「夫婦・男女」に関する悩みに続き、30代では「生き方」「家族」、40代、50代では「家族」「生き方」と続いている。



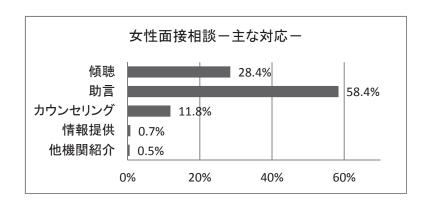
主訴の中で最も多かった「夫婦・男女」の悩みを、更に8項目の小分類別に見ると、その上位3項目は、「暴力」「人間関係」「離婚」となっている(複数回答)。

年齢に占める割合の高い上位3グループ(30代、40代、50代)を小項目別でみると、「暴力」「人間関係」の悩みを抱える人の割合は、40代が最も多く、30代と50代は減少するが、年代による差はあまりみられない。一方、「離婚」の悩みを抱える人の割合は年代による差はほとんどないが、40代が若干減少傾向であった。



4. 女性面接相談の主な対応

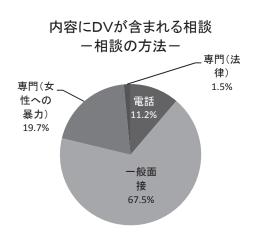
女性面接の主な対応は、「傾聴」が 28.4%、「助言」が 58.4%となっている。なお、「カウンセリング」とは専門相談(女性への暴力相談)の中の「トラウマカウンセリング」を指す。

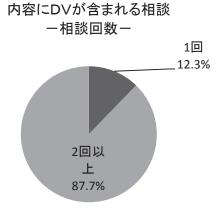


5. 内容にDVが含まれる相談

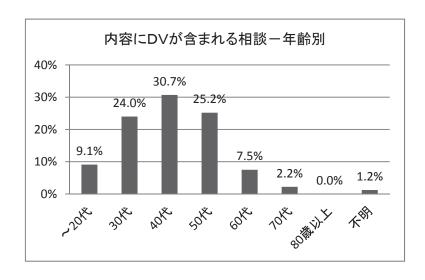
「内容にDVが含まれる相談」には、DVをはじめ、セクシュアルハラスメント、ストーカー、レイプなどの相談を含んでいる。「内容にDVが含まれる相談」は、男性相談を除く女性相談全体(2,486件)の4割を占める。相談の方法は、電話よりも面接(一般面接と各専門相談の合計)が多く、9割が面接相談であった。これは、相談内容にDVが含まれる悩みは、問題が深刻な場合が少なくなく、電話相談の場合は、面接相談を案内することが多いためである。

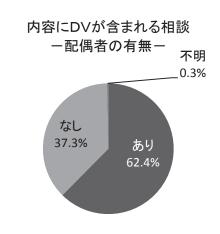
これらの利用状況を見てみると、一回きりで相談を終わる人(12.3%)より、継続した相談を続けている人が多く(87.7%)、電話相談を入り口として、継続した面接相談で問題の解決に取り組んでいる人が多いことがわかる。



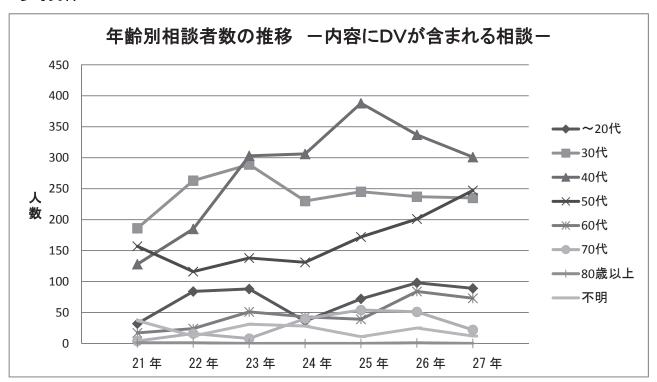


年齢別には、40代、50代、30代の順に多い。配偶者は「あり」の人が62.4%を占めていることからも、加害者は配偶者であることが多いのがわかる。なお、配偶者「なし」には、内縁関係の夫からのDV、及び若年層のデートDVが含まれる。





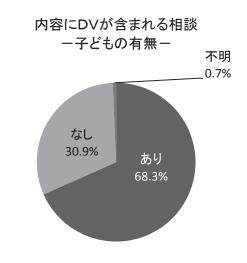
≪参考資料:4≫

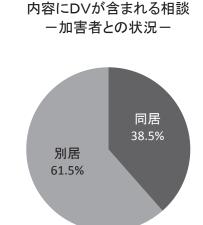


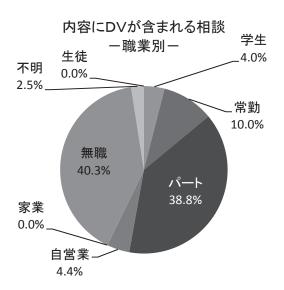
※ ここ数年の傾向として、50代が増加傾向にある。

家族構成は、子どもがいる人が 68.3%で、子どもの人数は、2人の家庭が最も多いが、子どもが3人以上いる家庭も2割弱あった。第一子の平均年齢は17.9歳となっている。なお、子どもの年齢は、0歳から47歳までと、大変範囲が広い。

加害者との状況は、「別居」が61.5%で、「同居」(38.5%)を上回る。

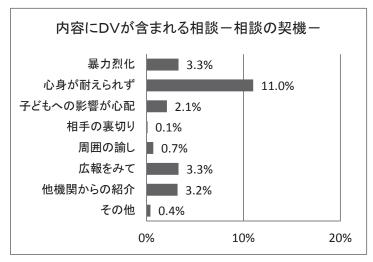


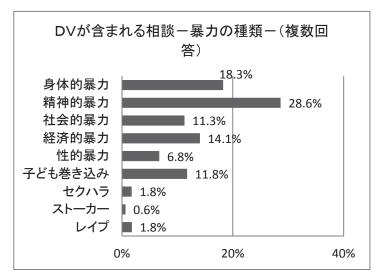




職業別に見て行くと、「無職」が約4割を占めるが、常勤やパートなど、利用者自身が何らかの収入を得ている人が約5割いることがわかる。

相談の契機は、「心身が耐えられず」が最も多く、実態は、直前に暴力が烈化し、その日から数日以内に電話相談をされるケースがほとんどである。次に、「暴力烈化」「広報をみて」「他機関からの紹介」が同率で続く。なお、「他機関からの紹介」は、法テラスが最も多く、次いで市役所、さらに家庭支援総合センター、こころの健康増進センター、パトナが続く。





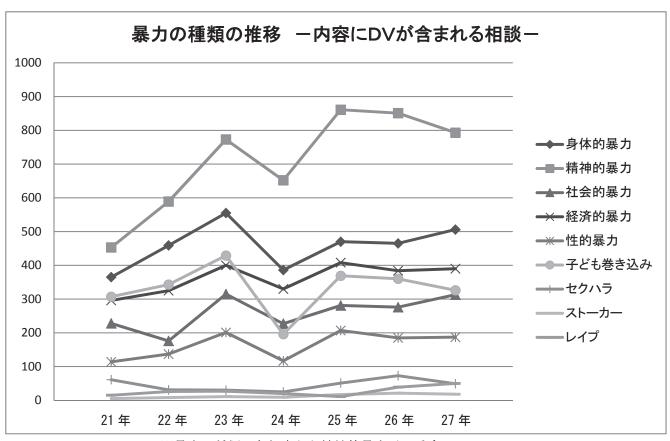
「DV」に 該当する暴力の種類

暴力の種類別では、「身体的暴力」、「精神的暴力」、「社会的暴力」、「経済的暴力」、「性的暴力」、「子ども巻込み」が「DV」に該当する。

最も多いのは「精神的暴力」、次いで「身

体的暴力」となっており、「経済的暴力」「子ども巻込み」と続く。なお、これは複数回答であり、DVに該当する暴力の訴えを、相談件数(979 件、のべ)で割ると 2.57 となる。一人当たりが平均 3 種類弱の複合的なDV被害を受けていることがわかる。

≪参考資料:5≫



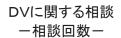
※暴力の種類は各年度とも精神的暴力が一番多い。

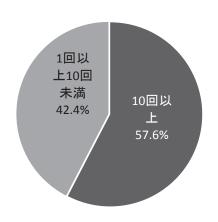
※24年は全体が減少しているが、相談員体制が大幅に変更になった年である。

面接回数は、13ページで見たように2回以上継続される人が87.7%であるが、その内容は、

10 回未満で終結、もしくは一旦終結となる人が 42.4% となっている。経済的・精神的自立に向けてのサポートが必要な場合、また、離婚調停や離婚裁判に展開する場合は、10 回以上となることもある。

DV被害者の中には、社会のDV被害者への理解が浅く、親や友人から、中には関連機関で二次被害を受ける人も少なくない。そのような利用者を、社会から孤立させないためにも、継続した面接でエンパワメントに向けて援助をし続けることが必要となる。DV被害者の支援は、命の危険を伴う危機介入を除き、一時的、単発的に強く介入するような「太く短い」関わりではなく、中長期的な視点で本人の気持ち、意思を尊重する「細く長い」関わりが求められていると言える。

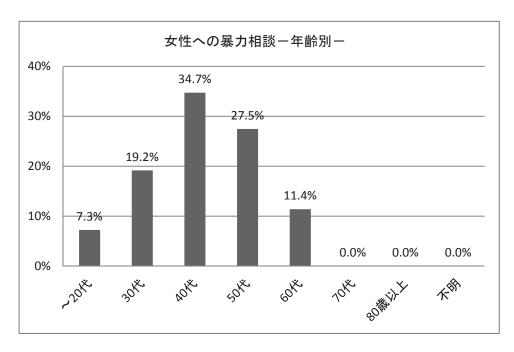




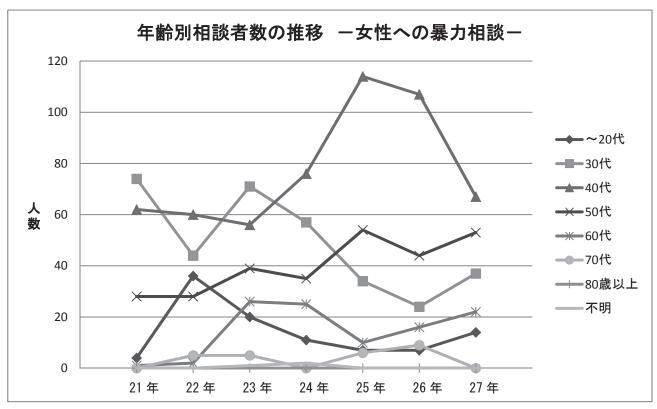
Ⅳ 女性への暴力相談

1. 「女性への暴力相談」の利用者の属性

前述した「内容にDVが含まれる相談」のうち、専門相談(「女性への暴力相談」)は、のべ193件、25ケース(相談者一人を1ケースとする。以下同様)だった。利用者の年齢は、40代が34.7%と多く、次いで50代が続く。また、10代~20代の相談には、より専門的なカウンセリングが必要となるレイプ等の性犯罪被害に遭った利用者のケースが含まれている。

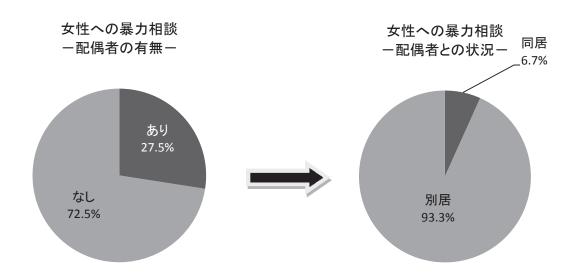


≪参考資料:6≫



※ ここ数年の傾向として、40代の急激な増減がある。

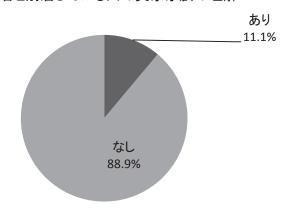
配偶者は、「あり」が約3割弱であるが、すでに別居している人がほぼ9割を占める。



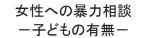
配偶者と「別居」している人と、「同居」している人、それぞれの実家の家族の「DVに対する理解」について比較すると、「別居」している人の実家の家族に「DVに理解がある」と感じ

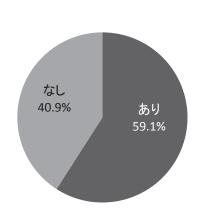
ている人は 11.1%、「DVに理解がない」と感じている人は 88.9%であった。一方で、配偶者と未だ「同居」している人の実家の家族の「DVへの理解」は該当 1 ケースとなっており、客観的なデータを取ることができなかった。因みに、内容にDVを含む相談全体では、「別居」している人の実家の家族に「DVに理解がある」と感じている人は 6 割、「DVに理解がない」と感じている人は 4 割となっており、状況が反転している。

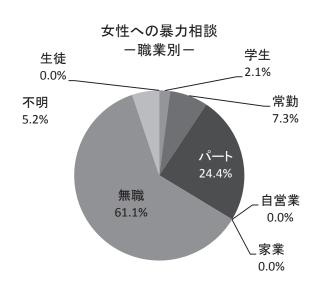
女性への暴力相談 -加害者と別居している人の実家家族の理解-



従来、DV加害をする配偶者と別居するという問題解決への一歩を踏み出すためには、被害者にとって最も身近な親やきょうだいといった家族が、DVを理解していることが重要であることがわかるが、特に専門相談につながる重篤なDV状況にある場合、実家の状況も不安因子の一つであり、別居に踏み切ったの家族の支援が圧倒的に少ないことがわかる。







子どもは、「あり」の人が59.1%、「なし」の人が40.9%となっている。

第一子の平均年齢は17.6歳で、その範囲は0歳~38歳となっている。職業は、「無職」が6割を占めるが、常勤、パートなど、何らかの仕事に就き、収入を得ている人も3割いることがわかる。

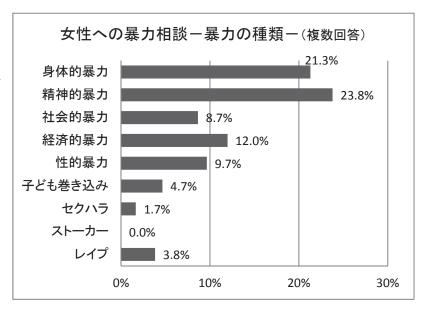
2. 相談の契機

相談の契機は、「継続」がほとんどを占め、99.0%となっている。これは、原則として一般面接からリファー(紹介)しているためである。「心身が耐えられず」「子どもへの影響が心配」が 0.5%と「継続」以外の契機も若干あるが、これは主に過去に相談歴のあるケースで、いったん終結しているが状況が変化したため、一般面接を介さず面接が再開された場合である。

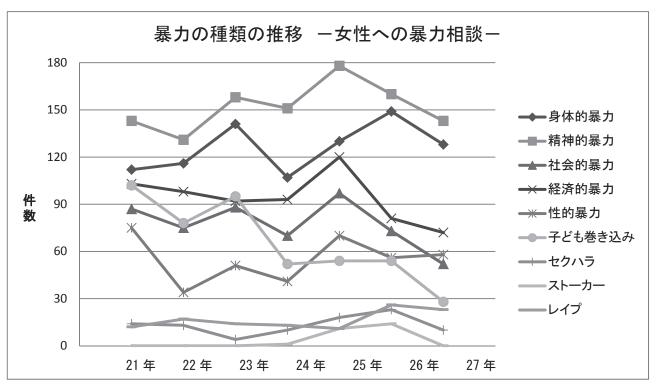
専門相談(「女性への暴力相談」「法律相談」)を希望される方には、まずは「一般相談」に来ていただいてじっくりと話を聞き、各専門相談にリファーしている。「内容にDVが含まれる」悩みを持つ全ての利用者を「女性への暴力相談」にリファーするのではなく、法律相談等で具体的な問題解決を終えた人や、DVや性被害が原因となりPTSD等の精神症状が強くでている人に、「女性への暴力相談」を案内している。

3. 暴力の種類

暴力の種類は「精神的暴力」が最も 多く、「身体的暴力」が次に多く、「経 済的暴力」が続く。前述した「内容に DVが含まれる相談」での暴力の種類 と比較すると、傾向がほぼ比例してい ることがわかる。



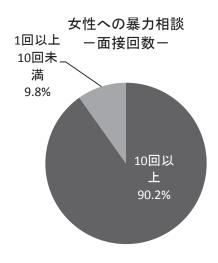
≪参考資料:7≫



※暴力の種類は、各年度とも精神的暴力が一番多い

4. 面接回数

相談回数は、一般面接と同様に特に上限は設けていない。10回未満で終結、または一旦終結している人より、10回以上かかっている人が90.2%と、圧倒的に多い。



5. 一般面接相談における「内容にDVが含まれる相談」との違い

・DV被害者支援に必要とされる二つの場

~現実的な問題解決の場(一般面接相談)と、心理的回復の場(女性への暴力相談)~

「女性への暴力相談」において、法律的な手続きをしている人は5割弱であり、その内訳は、「離婚後」がほとんどを占め、「調停中」が若干ある。「裁判中」「家裁で審判が出ている」「調停不成立」はいなかった。一方で、一般面接相談の「内容にDVが含まれる相談」において法律的な手続きをしている人は全体の2割強で、内訳は「離婚後」6割弱、「調停中」約3割、「裁判中」1割弱、「調停不成立」が1割弱、「家裁で審判が出ている」はいなかった。一般面接相談では、離婚後が多いが、それ以外にも様々な法的な段階の人が存在している。一般相談が『法律的な手続きを含めて、どうすればよいのか』という具体的、現実的な悩みの解決に利用されているのに対し、「女性への暴力相談」は、法律的に一定の目処はついたが、気持ちの整理や心の回復に、より専門的な援助を受けられる場として必要とされていることがわかる。

・援助者に求められる精神医学領域の知識と理解

DV被害者には、PTSDや抑うつ状態等の精神症状が出ることがあり、DVの継続期間が長ければ長いほど、心身への影響が深刻化することがわかっている。当相談室でも、一般相談の「内容にDVが含まれる相談」における、精神科や心療内科に通院している人の割合は2割弱であるのに対し、「女性への暴力相談」では約半数となっている。DV被害者の援助には、少しでも早い介入が必要なのは言うまでもないが、援助者には、精神医学的な知識を持つカウンセリングスキルが求められていると言える。

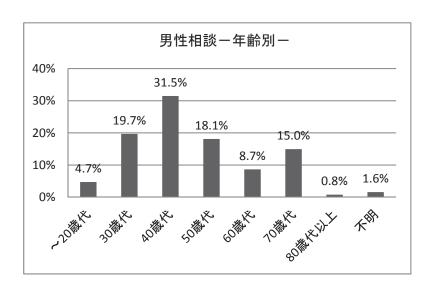
・柔軟な対応が求められる一般面接相談

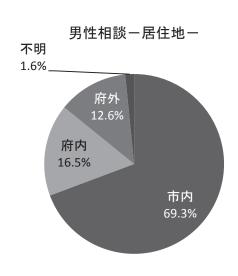
「ストーカー」の相談は、女性相談全体で若干数含まれていた。このうち「女性への暴力相談」で対応したものはなかった。これは、ストーカーの訴えは、今まさに身の危険を感じている人からの相談が多く、警察や、弁護士の介入等、緊急対応が必要となるため、臨機応変な対応が可能な「一般相談」で対応したためと考えられる。

∨ 男性相談

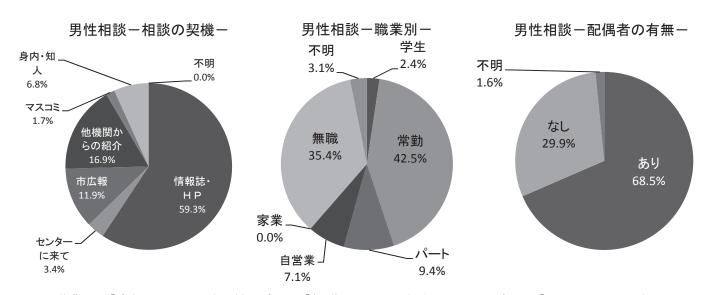
1. 男性相談について

男性相談は、のべ127件、66ケースで、全相談件数の4.9%だった。以下、実数による集計を示す。相談の方法は、男性のための相談は「面接」のみ、男性のためのDV電話相談は「電話」のみとなっている。利用者の年齢は、40代が最も多く、30代、50代と続く。居住地は、「市内」が69.3%と全体の7割近くを占め、「府内」が16.5%、「府外」12.6%となっている。





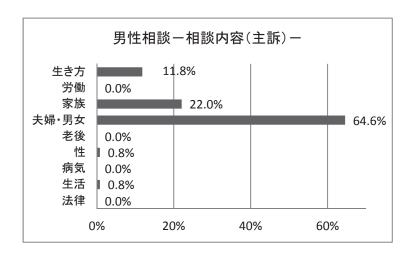
相談の契機は、最も多いのが「情報誌・HP」53.9%となっており、次いで「他機関からの紹介」が16.9%、次に「市広報」11.9%、「身内・知人からの紹介」6.8%、「センターに来て」が同率3.4%と続いている。



職業は、「常勤」が 42.5%で最も多く、「無職」が 35.4%だった。配偶者は、「あり」が 68.5%、「なし」が 29.9%となっている。

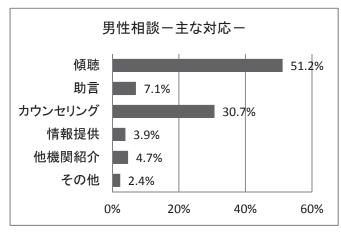
2. 男性相談の主訴

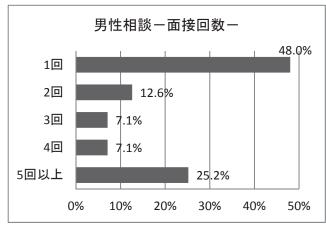
主訴は、「夫婦・男女」が64.6%を占める。次いで、「家族」「生き方」の順となっている。



3. 男性相談の主な対応

主な対応は、傾聴が 51.2%で最も多く、次いでカウンセリングが 30.7%となっている。相談回数は、1回の人が 48.0%と最も多いが、次いで 5回以上の人が 25.2%を占めており、1回で終結する人と継続する人が 2極化している。





4. DVに関係する相談

相談の中で、DVについて語られたケースは男性ケース全体の6割強あった。内訳は、DV加害の相談が8割強、DV被害の相談が2割弱となっている。DVに悩む男性の相談は確実に増加しており、男性のためのDV電話相談も設置されて3年目を迎えた。今後ともそのニーズを加害、被害ともに受け止められる男性相談員の育成と、多くの受け皿が必要である。

VI その他の相談事業

1. 相談機関の連携会議

DVをはじめとする相談に関わる機関の相談員が研修、事例研究、情報交換等を行うことにより、相談員の資質の向上と各機関の連携を図ることを目的として実施された。以下の会議に相談員が参加して研修した。

ア 女性のための相談ネットワーク会議

実施日	テーマ	参加機関/人数
	講演「DV家庭で育つ子ども達の現状と対応のあり 方」	
- 4:	竹之下雅代(ウィメンズカウンセリング京都	- Marie (s. 1
7/21	フェミニストカウンセラー)	17 機関/26 名
	「男女共同参画の視点での防災支援事業について」	
	京都府男女共同参画センター職員	
	(1) 事例研究:	
	「スーパーバイズを受けたい困難事例(1事例)」	
	スーパーバイザー 周藤由美子(ウィメンズカウン	
0 /10	セリング京都 フェミニストカウンセラー)	0.1 粉 間 /0.0 友
2/16	(2) 相談件数の報告及び困難事例の対応策	21 機関/29 名
	報告機関:ネットワーク会議の構成員のうち運営	
	委員会構成員(4機関)・オブザーバー参加機関(1	
	機関)	

イ 配偶者からの暴力に関するネットワーク京都会議実務者会議

	(1) 実務者会議(各専門部会)について					
	(2)DVネットワーク京都会議(主催)事業の実施					
7/16	について					
7/16	(3)平成27年度京都府・市事業について	33 機関/30 名				
	(4)DV対策に係る関係機関・団体の取組(報告)					
	(5) 意見交換					
	(1)【平成 27 年度作成】相談機関における連携に関					
	する情報 (2)講演「DV家庭で育った子ども達のピアグルー	15 機関/21 名				
8/7	プ活動~開始から現状の報告~」					
	竹之下雅代(ウィメンズカウンセリング京都					
	フェミニストカウンセラー)					

ウ 京都府犯罪被害者支援連絡協議会 性犯罪被害者対策研究分科会

2/19	事務局の取組状況/発表「性犯罪者被害者の支援について」/ディスカッション「性をとりまく現状と性犯罪被害~教育・文化・ICT~」/質疑応答	17 機関/20 名 警察側 11 名
------	--	------------------------

エ 中京相談連絡ネットワーク会議

	中京警察相談係長 (相談受理状況) / 生活安全係長	
12/4	(保護の現状)/少年係長(非行問題等)/各機関・	16 機関/19 名
	団体業務内容紹介/質疑応答/名刺交換等	

配偶者からの暴力に関するネットワーク京都会議参加機関一覧

(あいうえお順)

	関係機関名			
1	NPO法人アウンジャ			
2	ウィメンズカウンセリング京都			
3	京都YWCA APT (Asian People Together)			
4	京都市DV相談支援センター			
5	京都市教育委員会			
6	京都市男女共同参画センター(ウィングス京都)			
7	京都市ひとり親家庭支援センターゆめあす			
8	京都地方法務局(人権擁護課)			
9	京都私立病院協会			
1 0	京都犯罪被害者支援センター			
1 1	京都府医師会			
1 2	京都府家庭支援総合センター			
1 3	京都府教育委員会			
1 4	京都府警察本部(生活安全部生活安全対策課)			
1 5	京都府人権擁護委員連合会			
1 6	京都府男女共同参画センター(らら京都)			
1 7	京都府ひとり親家庭自立支援センター			
1 8	京都府民生児童委員協議会			
1 9	京都弁護士会			
2 0	京都母子生活支援施設協議会			
2 1	京都労働局(職業安定部職業安定課)			
2 2	社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会			
2 3	精華町(町村行政関係)			
2 4	日本司法支援センター京都事務所 (法テラス京都)			
2 5	舞鶴市(市行政関係)			

	オブザーバー
1	京都家庭裁判所

	事務局	
1	京都府府民生活部男女共同参画課	
2	京都府健康福祉部家庭支援課	
3	京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課	
4	京都市保健福祉局児童相談所	

2. グループ相談会

「母と娘のしんどさを見つめなおす相談会

~みんなで語り合おう~」

日々の相談から把握された女性の共通の課題や隠れたニーズを受けとめ、グループ相談会を実施した。具体的な悩みや問題に直面している当事者である女性が、専門家の力を借りながら少人数で語り合い、悩みや問題を共有し、励まし合うことを通して互いにエンパワーメントすること、そして一人の女性が抱える悩みや問題が個人的なことではなく、女性に共通する問題であることを理解し、その背景にあるジェンダーの問題に気付くことを目的としている。

今回は、「母娘関係」をテーマに取り上げ、グループ相談会「母と娘のしんどさを見つめなおす相談会~みんなで語り合おう」を実施した。母娘関係は、女性の生きづらさを考えるとき、普遍的に横たわるテーマであり、見過ごせない問題でもある。例年より5名多い20名の講座としたが、定員を超える応募者があり、テーマへの関心の高さを伺わせる状況となった。全員が発言できるよう、1回3時間の講座としたが、参加者はみな熱心に発言し、母の言動の背景にあるもの、自分が母から受けたメッセージなどを各自がたどり、専門家のアドバイスを受けることで、母娘関係にはジェンダーの問題が深く根ざしていることに、多くの参加者が気付いていった。受講生は、最終回には「母を赦す」のではなく、「自分を赦す」という新たな視点を得、それぞれが母と自分の新しい関係を築くため、また自分の人生を生き直すためのヒントを受け止めた。アンケートからも、良かった100%と、非常に満足度の高い講座となった。

テーマ	講師	日時	のべ受 講者数
「私の思い。母について・娘について」		2/8 月・午後	
「私は私。母は母。境界線を知る。」	講師: 加藤伊都子 フェミニストカウンセリング堺	2/15 月・午後	45 名
「自分を生きる。」		2/22 月・午後	

3. D V被害者自立支援講座

「わたしが私でいるために」

人が本来持つべき自尊感情を取り戻し、自分を大切に思うことなどを専門家(ファシリテーター)の助言を得ながら、当事者同士で語り合い、互いに受容しあうことを通して、心身の回復を促すことを目的とした連続講座を実施した。

DV被害当事者のための自立支援講座「わたしが私でいるために」(全5回)

講師: 友杉 明日香 (ウィメンズカウンセリング京都)

栗岡 多恵子 (Brisa)

	テーマ	日時	のべ受講者数	
1	私が「いた」ところ~DVという「支配」			
2	私の「現在地」~DV被害の影響	10/10 11/10	65 名	
3	私の「物語」~DV被害からの回復	10/19~11/16 月・朝 4回目のみ土・昼		
4	ボディワーク からだの声を聴こう			
5	「私」から「私たちの物語」へ~			

4. DV被害者居場所づくり

「アフター同窓会」

専門家の助言も得ながら、DV被害者が長く緩やかにつながる「居場所」の提供として、これまでの「DV被害者自立支援講座わたしが私でいるために」を受講したことのある方を対象に、日時や回数が固定されない自由参加型の「わたしが私でいるためにアフター同窓会」を実施した。語り合いと並行し、DVにまつわる「ビフォー・アフター」をテーマに、メッセージカードなどを作成し、11月に開催されたウィングス京都パープル月間に「DVサバイバーが伝えたいメッセージ」を展示し、参加者の大きな自信につながった。

「DV被害者自立支援講座・わたしが私でいるために~アフター♪同窓会♪」 ファシリテーター: 竹之下 雅代(ウィメンズカウンセリング京都)

5. 京都市男女共同参画苦情等処理制度受付

京都市男女共同参画苦情等処理制度の「受付窓口」を担当した。

(件)

苦情項目	相談(ウィングス京都相談	申出 (問合せ・相談後申	
	室の対応で終了したもの)	出書が提出されたもの)	
性別による人権侵害と認められる行為に対する苦情	0	0	
男女共同参画に関する施策の苦情	0	0	
男女共同参画に影響を与える施策に関する苦情	0	1	
問い合わせ	1	0	
その他	0	0	
計	1	1	

発行 公財団法人京都市男女共同参画推進協会 平成 28 年 3 月発行

京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 京都市男女共同参画センター内

電 話 075-212-7490

ファックス 075-212-7460

メ ー ル center@wings-kyoto.jp

 $URL \hspace{1cm} \textbf{http://wings-kyoto.jp}$